
観光で西日本を元気に！！「13 府県ふっこう周遊割」

徳島県

取扱マニュアル

＜旅行者版＞

Version 18/12/26 14:00

1. はじめに

本書は、観光で西日本を元気に！！「13 府県ふっこう周遊割」における支援金の支給手続きをまとめたものです。本書、並びに別添資料を確認の上、お間違いのないようお願いいたします。

なお、本書に掲載のない事項につきましては、その都度、事務局までお問い合わせください。

■目次

1. はじめに	1
2. 観光で西日本を元気に！！「13 府県ふっこう周遊割」について	2
3. 申請手続きについて<旅行者版>	5
4. 事務局連絡先	8
5. 「13 府県ふっこう周遊割」専用 WEB サイトについて	8

■別添資料（周遊旅行促進事業用：旅行者向け）

●旅行者自身が支援金を申請する場合

- ・様式 3 申請書兼請求書
- ・様式 4 個人情報同意書
- ・様式 5 宿泊証明書
- ・様式 6 行程表

●旅行者が指定宿泊施設に宿泊する場合

- ・様式 11 行程表

2. 観光で西日本を元気に！！「13 府県ふっこう周遊割」について

(1) 概要

観光で西日本を元気に！！「13 府県ふっこう周遊割」（以下、本事業）とは、国が交付する「平成 30 年 7 月豪雨観光支援事業費補助金」を活用し、徳島県を周遊する旅行者等の宿泊料金の割引（支援金の支給）を行うことで、本県への風評被害の影響緩和、旅行需要の喚起を図るものです。

(2) 対象となる事業内容

A：周遊旅行促進事業（割引された企画旅行・手配旅行に参加する場合）

B：周遊旅行促進事業（旅行者自身が支援金を申請する場合）

岐阜県、京都府（京都市を除く）、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県（以下、当該地域）において、**徳島県を含む合計 2 泊以上の連続した宿泊**のうち、徳島県内での**宿泊に係る料金に対して**支援金を支給します。

C：周遊旅行促進事業（旅行者が指定宿泊施設に宿泊する場合）

当該地域において、徳島県を含む合計 2 泊以上の連続した宿泊で、県指定宿泊施設が割引価格で宿泊サービスの提供した場合、その割引額に対して支援金を支給します。

支援金を受けるためには、**A：旅行業者が実施する既に割引された企画旅行（募集型・受注型）・手配旅行に参加する場合、B：旅行者自身が支援金を申請する場合及び C：周遊旅行促進事業（旅行者が指定宿泊施設に宿泊する場合）の 3 種類**があります（3 つの方法を二重利用することは、二重助成となるため禁止します）。

(3) 支援金額

A：周遊旅行促進事業（割引された企画旅行・手配旅行に参加する場合）、B：周遊旅行促進事業（旅行者自身が支援金を申請する場合）、C：周遊旅行促進事業（旅行者が指定宿泊施設に宿泊する場合）は一人泊当たり 4,000 円を上限（宿泊料金が消費税・入湯税を含まず 4,000 円以下の場合、その額が上限となります）として支援金を支給します。

また、徳島県の支援上限は、A：周遊旅行促進事業（割引された企画旅行・手配旅行に参加する場合）は、**1 人当たりの延べ泊の上限なし**です。B：周遊旅行促進事業（旅行者自身が支援金を申請する場合）及び C：周遊旅行促進事業（旅行者が指定宿泊施設に宿泊する場合）は、通算で **1 人当たりの延べ 5 泊まで**です。

なお、支援金は予算の範囲内での支給となります。請求時に予算の上限を超えていた場合、支援金を受けられない恐れがあります。残予算については事務局もしくは WEB サイトにてご確認ください。

(4) 対象となる期間

A：周遊旅行促進事業（割引された企画旅行・手配旅行に参加する場合）、B：周遊旅行促進事業（旅行者自身が支援金を申請する場合）、C：周遊旅行促進事業（旅行者が指定宿泊施設に宿泊する場合）の対象期間は、**平成 30 年 9 月 21 日（金）以降に予約された、平成 30 年 10 月 1 日（月）から平成 31 年 1 月 31 日（木）までになされた宿泊（平成 31 年 2 月 1 日（金）チェックアウト）**です。

(5) 対象となる宿泊施設

徳島県内の旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 3 条第 1 項に規定する許可を受けた施設が対象となります。但し、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 6 項に規定する店舗型性風俗特殊営業に係る施設は除きます。また、C：周遊旅行促進事業（旅行者が指定宿泊施設に宿泊する場合）については予め徳島県へ申請し、指定を受けた施設に限ります。

(6) 注意事項

- ・ B の場合、支援金の支給対象は、国内に口座を持つ個人・法人に限ります。
- ・ また、**B の場合、支援金は旅行者による後述の「3.申請手続きについて」が必要となり、後日請求書記載の口座へ振り込まれます。**
- ・ 各事業者にて広告等を行う際は、二重価格表記違反にご注意ください。新商品について、オリジナル価格と割引後価格を併記するのは、景品表示法の二重価格表記違反となります。例えば A:周遊旅行促進事業（割引された企画旅行に参加する場合）における割引された企画旅行の場合、「6,000 円※既に観光で西日本を元気に！！「13 府県ふっこう周遊割」における 4,000 円の支援が反映されています」などの表記が一案となります。

3. 申請手続きについて〈旅行者版〉

(1) 概要

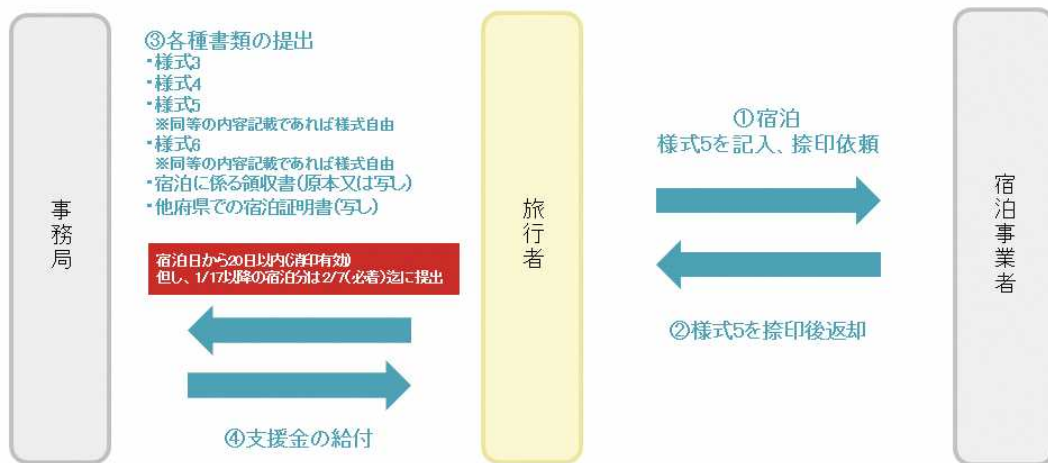
支援金の支給を受けるためには、各様式の提出が必要です。それぞれ提出する様式が異なりますので、該当する内容をご確認の上、申請をお願いいたします。

B：周遊旅行促進事業の手続き（旅行者自身が支援金を申請する場合）

※旅行者自身による手続きが必要です。

※9月21日以降ご予約で、10月1日宿泊分より、交通手段と宿泊がセットになったパッケージ旅行も対象となります。

【書類提出の流れ 徳島県 旅行者版】



1. 旅行者が下記の各様式にご記入、ご捺印後、本事業対象府県への旅行全行程が終了した日から **20日以内（消印有効）に事務局へ提出（郵送のみ）** してください。但し、**1月17日以降の宿泊分は2月7日（必着）迄に事務局へ提出（郵送のみ）** してください。

「様式5 宿泊証明書」については宿泊施設の捺印が必要なため、宿泊当日に宿泊施設にお持ちください。

- ・様式3 申請書兼請求書
- ・様式4 個人情報同意書
- ・様式5 宿泊証明書
 - ※予約日および宿泊日ごとの宿泊料金が確認できるものであれば、宿泊施設独自の宿泊証明でも構いません。
- ・様式6 行程表 ※同等の内容記載であれば様式自由
- ・宿泊に係る領収書（原本又は写し）
 - ※パッケージ旅行をご利用の場合は、ご旅行代金が記載された領収書を添付してください。
- ・当該地域での宿泊証明書（写し）

2. 事務局が書類受理后、原則 30 日以内に支援金を振込みます。

※書類に不備があった場合は 30 日以内に振り込めないことがあります。

※支援額は、提出いただいた書類の不足や不備がない状態で事務局が受付けた時点での先着順です。

※郵送にかかる費用は申請者ご自身にてご負担ください。

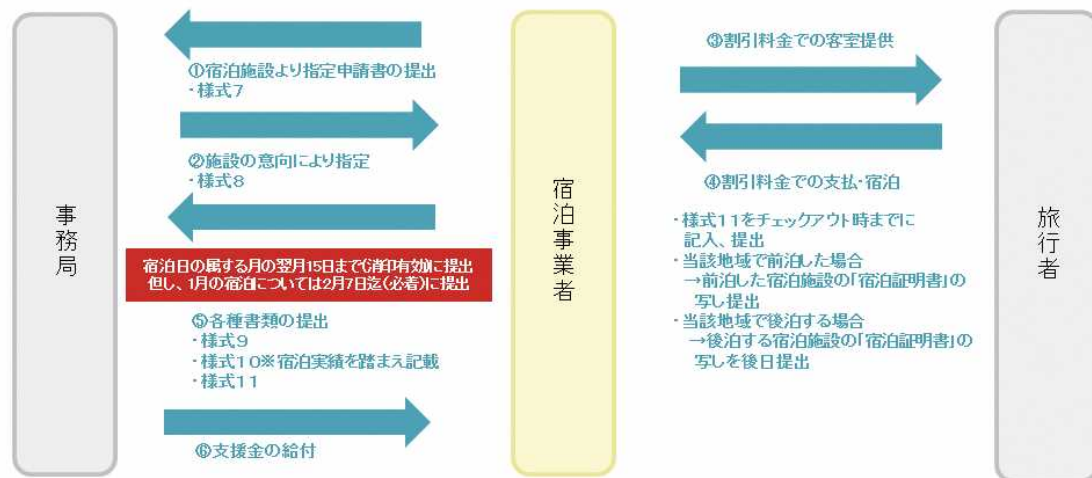
C: 周遊旅行促進事業（旅行者が指定宿泊施設に宿泊する場合）の手続き

※**旅行者個人は手続きの必要がありませんが、必要書類を宿泊施設へご提出ください。**

指定を受けた宿泊事業者が、旅行者に対して、フロントでの宿泊料金精算時に割引をすることができます。

※徳島県内指定宿泊施設については、WEB サイトをご確認ください。

【書類提出の流れ 徳島県 指定宿泊事業者版】



1. 次のとおり必要書類を指定宿泊施設に提出してください。

① 徳島県内指定宿泊施設が、当該地域で 2 泊目以降の場合は、当該地域の宿泊施設で発行を受けた「宿泊証明書」の写しをチェックイン時に提出してください。

② 宿泊初日が徳島県内指定宿泊施設の場合は、後日、当該地域での 2 泊目以降の宿泊施設で発行された宿泊証明書の写しを郵送等で指定宿泊施設へお送りください。

2. 指定宿泊事業者からチェックアウト時まで記入を依頼される書類がございますので、必ず必要事項にご記入の上フロントへご提出ください。

・様式 11 行程表

3. 注意事項

ふっこう周遊割の予算は限りがあります。残額の目安は WEB サイトで公表しますが、あくまで目安での表示となります。**予算上限に達した段階で支援を打ち切ることに なります**ので、ご承知おきください。

(2) 様式の入手方法

各種様式は別添資料をご確認ください。

また、各種様式は下記ホームページよりダウンロードできます。

<https://fukkou-shuyu.jp/tokushima.html>

(3) 注意事項

- ・ 支援金は予算の範囲内での支給となります。請求時に予算の上限を超えていた場合、支援金を受けられない恐れがありますので、残予算についてはWEBサイトにてご確認ください。

(4) 書類の送付先

「13 府県ふっこう周遊割」徳島県事務局

〒700-0822 岡山市北区表町 1-7-36 JTБ 岡山ビル 4 階

4. 事務局連絡先

「13 府県ふっこう周遊割」徳島県事務局

営業時間：10：00～17：00

(土日祝、年末年始 12/29～1/3 は休み)

TEL：086-232-6534 FAX：086-232-1220

メール：tokushima_fukkou1@jtb.com

住所：〒700-0822 岡山市北区表町 1-7-36 JTB 岡山ビル 4 階

5. 「13 府県ふっこう周遊割」専用 WEB サイトについて

<https://fukkou-shuyu.jp/> 随時更新を行ないます。

